平成 30 年 10 月農業委員会総会議事録

平成30年10月24日午後3時00分、平成30年10月農業委員会総会を弘前市役所岩木庁舎多目的ホールに招集する。

出席委員 24 名

1 番	前田　優考	委員	2 番	須藤　秀人	委員	3 番	町田　功	委員
4 番	山本　修平	委員	5 番	三上　悦治	委員	6 番	進藤　司	委員
7 番	佐藤　剛郎	委員	8 番	山内　知人	委員	9 番	成田　繁則	委員
10 番	石岡　千鶴子	委員	11 番	岩谷　裕子	委員	12 番	相馬　司幸	委員
13 番	小嶋　勇成	委員	14 番	木村　芳文	委員	15 番	伊藤　公正	委員
16 番	小林　政貴	委員	17 番	佐藤　耕一	委員	18 番	鳴海　忠三郎	委員
19 番	木村　司	委員	20 番	三上　幸雄	委員	21 番	奥元　勝義	委員
23 番	櫻庭　潤	委員	25 番	外﨑　眞司	委員	26 番	棟方　健	委員

欠席委員　1 名

24 番　白濱　不二男　委員

出席事務局　　9 名

事 務 局 長	赤石　仁	事務局次長	三上　勇造
事務局次長補佐	小堀　正也	事務局主幹兼農地係長	佐藤　祝幸
事務局主幹兼農政係長	髙橋　貢	岩木分室長	佐藤　久明
相馬分室総括主査	藤田　徹	事務局総括主査	小林　明子
事務局主査	田澤　磨美		

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議　事

議案第 76 号　農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第 77 号　農地転用許可に係る意見について
議案第 78 号　農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について
議案第 79 号　農用地利用集積計画の決定について
議案第 80 号　農用地利用集積計画策定の要請について
議案第 81 号　農用地利用配分計画案に係る意見について
議案第 82 号　農地・非農地の判断について

報告第 35 号　農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
報告第 36 号　農地法第 3 条の許可取消について
報告第 37 号　市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について
報告第 38 号　農地の賃貸借合意解約通知書の受理について

［開始時刻 14 時 58 分］

事務局次長　会議を始める前に皆様にお願いいたします。携帯電話は、マナーモードにしてくださるようお願いいたします。
総会を始める前に、本日は、農林水産省から農村研修で弘前市に滞在しています　田中了さんが総会を傍聴されますので、ご紹介します。一言お願いします。

農水省職員　（挨拶省略）

事務局次長　それでは、ただ今から平成 30 年 10 月農業委員会総会を開会いたします。

［開会時刻 15 時 00 分］

事務局次長　開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会　　長　【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長　それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よろしくお願いいたします。議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。

議　　長　欠席者の通告があります。議席番号 24 番　白濱　不二男委員の１名であります。ただいまの出席者数は 24 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。
次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。 7 番 佐藤剛郎委員、8 番 山内知人委員、10 番 石岡千鶴子委員、以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の小林明子総括主査を任命いたします。
議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。それでは、次第の 4、議事に入ります。
議案第 76 号を議題といたします。議案第 76 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第 76 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第１条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 2 件 4,946 ㎡、畑 8 件 29,658.89 ㎡、合計 10 件 34,604.89 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 2 件 9,500 ㎡、畑 3 件 43,074 ㎡、合計 5 件 52,574 ㎡ であります。
内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長　本日の、総会に提案されている議案について、去る 10 月 12 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。
当日の調査委員は、白濱不二男副委員長、佐藤耕一副委員長、櫻庭潤委員、外﨑眞司委員、それに私、町田であります。３条許可申請について、新規就農４件の事情聴取を行いました。４ページをお開きください。所有権関係、受付番号 84、85 番について申し上げます。譲受人は以前から農業への思いがあり、現在の職をやめ、専業でミニトマトを栽培したいと申し述べておりました。現在、農協の指

調査委員長　導を受ており、農地取得後も、農協の指導の下、営農していくとの事で、技術力等、特に問題はないと判断しました。5ページをお開きください。所有権関係、受付番号86番について申し上げます。譲受人は、以前より農業に携わりたいという思いがあり、今般、農地取得の機会ができたため、本申請に至ったと申し述べておりました。農作業経験は少ないものの、譲渡人から指導を受け、みょうが等野菜を作付するとのことで、技術力等、特に問題はないと判断しました。6ページをお開きください。所有権関係、受付番号89番について申し上げます。譲受人は実家が農家であり、今回、自分の農地を取得し、自立するため本申請に至ったと申し述べておりました。一連の農作業経験があり、機械等も父から借用し営農
していくため、特に問題はないと判断しました。7ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号96番について申し上げます。借受人は分家した現在も実家のりんご園の作業に従事しており、今回、自ら農業経営を行うため本申請に至ったと申し述べておりました。申請地での農作業経験もあるため、技術力等、特に問題はないと判断しました。この他の申請も含め、申請書を審査し、検討した結果、全ての申請において、議案書記載のとおり、農地法第3条第2項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第2条第3項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第76号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第76号は、委員長報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第76号は、許可することに決定いたします。

次に、議案第77号を議題といたします。議案第77号は「農地転用許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第77号は、「農地転用許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第4条第1項及び第2項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、田1件435.94㎡、畑1件 269㎡ の合計2件 704.94㎡　であります。
なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。11ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、受付番号12番は、農地区分が第3種農地で、転用可能な農地区分です。受付番号13番は第1種農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「周辺居住者の施設等で集落

調査委員長　に接続して設置されるもの」であることから、転用可能となるものであります。
　また許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第 77 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 77 号は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 77 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

　次に、議案第 78 号を議題といたします。議案第 78 号は「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第 78 号は、「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。
　今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、畑 1 件 330 ㎡であります。また使用収益権関係は、畑 1 件で 185 ㎡であります。
　なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。15 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、所有権関係の受付番号 30 番は、農地区分が第 3 種農地で、転用可能な農地区分であります。16 ページをお開きください。使用収益権関係の受付番号 11 番は、農地区分が第 3 種農地で、転用可能な農地区分であります。以上の 2 件はいずれも、許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められました。また、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。
　以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第78号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第78号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第78号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第79号を議題といたします。議案第79号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第79号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が田1件415㎡、畑7件46,921㎡、その他47.26㎡、合計8件47,383.26㎡であります。また、使用収益権関係では、田4件18,005㎡、畑2件5,226㎡、合計6件23,231㎡であります。

なお、内容につきましては、農用地利用調整会議が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　農地流動化推進委員長に農用地利用調整会議の報告をお願いします。

推進委員長　　議案第79号で提案されております、農用地利用集積計画については、去る10月9日、奥元勝義 副委員長と、三上悦治委員と私、鳴海と事務局職員の出席のもとで、農用地利用調整会議を開催しておりますので、その結果を報告します。

基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であること、また、所有権関係については、農地移動適正化あっせん譲受け等 候補者名簿に登録されていることから、全てについて、要件を満たしておりました。さらに、利用権の設定等を受けようとする土地及び、受け手申出者が現に耕作している農用地の位置など、利用条件を検討した結果、農用地の利用の集積並びに、受け手申出者の農業経営の改善、安定に資するものと認められました。21ページをお開きください。所有権関係、受付番号75番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが農地法第2条第3項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。22ページをお開きください。使用収益関係、受付番号118番から、23ページ受付番号123番については、農地中間管理事業の実施のため、あおもり農林業支援センターへの貸借の計画案であります。

以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えられました。以上、報告いたします。

議　　長　　それでは、議案第79号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第79号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第79号は、委員長報告のとおり決定いたします。

次に、議案第80号を議題といたします。議案第80号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第80号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。
提案理由は、農業経営基盤強化促進法第15条第1項による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同法第15条第4項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に対して要請したいので、本会の審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が田3件5,960㎡であります。今回提出されました3件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員が調整委員となり、同法第18条第3項第2号にかかげる要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買3件が整ったものであります。以上であります。

議　　長　　それでは、議案第80号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第80号については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第80号は、要請することに決定いたします。

次に、議案第81号を議題といたします。議案第81号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第81号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用配分計画案について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、田4件18,005㎡、畑2件5,226㎡、合計6件23,231㎡であります。なお、内容につきましては、農用地利用調整会議が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　農地流動化推進委員長に農用地利用調整会議の報告をお願いします。

推進委員長　　今回提出されました6件につきましては、先の議案第79号で決定されました利用集積計画のうち22ページの使用収益権関係、受付番号118番以降の農地中間管理機構であるあおもり農林業支援センターが借り受ける農地について、農地中間管理規程に定める優先順位に従って、担い手に貸し付けられるものであり、議案書記載のとおり、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項各号の要件を満たす受け手に貸し付けられるものであり、配分計画案は適当と認められました。以上、報告いたします。

議　　長　　それでは、議案第81号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第81号については、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第81号については、計画案に異議がないものと決定いたします。

次に、議案第82号を議題といたします。議案第82号は「農地・非農地の判断について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第82号は「農地・非農地の判断について」であります。提案理由は、農地法の運用について第4（1）及び（2）に基づき、「農地」に該当するか否かについて、本会で判断したいので審議を求めるものであります。
今会議に提出されました筆数と面積は、非農地とするものが、田23筆62,673㎡、畑136筆637,146㎡、合計159筆699,819㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長　　議案第82号、農地・非農地の判断について、地区を担当する委員が現地調査を行った結果に基づき、調査会で農地に該当するか否かの審査をしたので、その結果について申し上げます。37ページをお開きください。番号1番から41ページ124番の土地については、農地法の運用について第4（4）アの「その土地が山林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当すると認められ、番号125番から42ページ159番の土地については、第4（4）イの「その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合」に該当するものと認められることから、いずれも非農地とすることが妥当であると考えられました。以上、報告します。

議　　長　　現地調査をした委員から補足説明はありませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第82号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第82号については、委員長報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第82号は番号1番から159番を「非農地」と判断することに決定いたします。

次に、報告事項に入ります。報告第35号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　報告第35号は、「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利取得の届出があり、

事務局次長　これを受理したので、報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、田 4 件 34,094 ㎡、畑 6 件 44,319 ㎡、合計 10 件 78,413 ㎡ であります。なお、届出理由につきましては、届出事由欄に記載のとおり、45 ページ、受付番号 71 番は遺贈、受付番号 72 番から 46 ページ受付番号 80 番までは相続となっております。以上であります。

議　　長　報告第 35 号について、御質問等ございませんか。

鳴海忠三郎委員　71 番の遺贈について、説明をお願いします。

佐藤主幹兼係長　71 番の遺贈については、遺言によって書かれている方が権利を取得されているということになります。それで届出の義務がありますので、報告になっている案件でございます。
相続との違いは、相続は相続権のある方、配偶者であったり子であったりが遺産分割で相続人が決まるものですけれども、この遺贈は、相続権がある無いに関係なく、遺言によって所有権を取得するものです。今回は、相続権のある方が遺贈を受けたため、届出の案件になっております。

議　　長　よろしいですか。ほかにありませんか。

前田優考委員　遺贈というこれは、公証役場できちんと作ったものでなければダメなのか。それとも、本人が自分で書き留めたものでは、どうなのか。

事務局次長　遺贈についてはですね、遺言が必要です。遺言は自分で残しておくものもありますけれども、公証役場に行って第三者立会いのもとで作っておいた方が、後々揉めないような感じだったと思います。
ただ、自分で遺言状を作ってそれを残しておいても、それは有効なんですけれども、その字句そのものが、表現とか内容とか間違ったりすれば、遺言そのものが無効になる可能性がありますので、やはり公証役場で遺言は作って残すことがお勧めかなと思います。以上です。

議　　長　他に質問はありませんか。

（な　し）

議　　長　次に、報告第 36 号「農地法第 3 条の許可取消について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　報告第 36 号は、「農地法第 3 条の許可取消について」であります。農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可が取消されたので、本会に報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、畑 1 件 1,169 ㎡であります。なお、取消理由につきましては、49 ページの取消理由欄に記載のとおり、双方の都合となっており、当事者連名による許可取消願が提出されたものです。以上であります。

議　　長　報告第 36 号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　次に、報告第 37 号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」事務局に報告を求めます。

事務局次長　報告第 37 号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による市街化区域内の農地転用の届出

事務局次長　があり、これを受理し、同法施行令第10条第2項の規定に基づき、その旨通知したので、本会に報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、5条関係の畑2件 774㎡であります。なお、届出理由につきましては、53ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　報告第37号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　次に、報告第38号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」事務局に報告を求めます。

事務局次長　報告第38号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約の通知書を受理したので、本会に報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、田4件27,712㎡であります。なお、解約理由につきましては、57ページの解約事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　報告第38号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

［議事終了15時35分］